

仕様書

- 1 件 名：北海道防衛局（7）金庫購入設置
- 2 総則
この仕様書は、北海道防衛局（7）金庫購入設置について適用する。
- 3 履行場所：北海道札幌市中央区大通西12丁目
札幌第3合同庁舎
北海道防衛局 2階 契約課内
- 4 履行期限：契約日の翌日から令和8年3月19日（木）まで
- 5 履行内容等
 - (1) 購入品、作業内容及び数量
 - ア 耐火金庫 1台
 - イ 耐火金庫のシリンダー錠の鍵 2本
 - ウ 金属製ベースボード（耐火金庫対応品） 1セット
 - エ 耐火金庫及びベースボードの設置に必要な部材等 一式
 - オ アからエまでに係る設置作業 一式
 - (2) 耐火金庫の仕様
 - ア 材質、構造（施錠装置を除く。）等は、日本産業規格S1037に定めるものと同等以上の強度を有すること。
 - イ 施錠装置は、固定式の三段式文字盤かぎとさし込み式錠による二重施錠方式をとること。
 - ウ ダイヤル及び内蔵回転板の目盛は、それぞれ100目盛とし、内蔵回転板は、1目盛ごとに任意の番号に調整できる構造で、その実行組合わせは、100の3乗以上であること。（百万変換ダイヤル式であること。）
 - エ 触感、音響等による目盛暗探を防止するための構造とすること。
 - オ 内部容積は、200リットル以上あり、ISO216に定めるA3サイズの種類（297mm×420mm×厚10mm）を折り曲げることなく棚差し又は平積みで収納できること。
 - カ 次に示す製品又は同等品以上（他社製品を含む）であること。
 - ア) エーコー NCS-40
 - イ) 日本アイエスケイ KCJ53-2D

(3) 設置作業

- ア 耐火金庫は北海道防衛局契約課入札室にベースボードを使用して設置すること。なお、設置箇所の図面は、見積合わせに参加を希望する者に交付するので、交付を希望する場合は局担当職員まで申し出ること。
- イ 耐火金庫を北海道防衛局契約課入札室に設置した場合に、耐火金庫の扉が90度以上開閉可能であること。
- ウ 耐火金庫等の搬入及び設置に際して、既設の扉及びパーテーション等の部材を取り外したり、書棚等を移動させる必要がある場合は作業完了後、4に記載の履行期限までに現状に復すること。
- エ 耐火金庫等の搬入及び設置に際しては、必要な養生を行い、建物や設備等を破損及び汚損しないように注意すること。また、養生にかかる費用や、建物及び設備等を破損した場合の現状復旧にかかる費用は受注者が負担するものとする。
- オ 見積合わせに参加するにあたって、現地を確認する場合は、日程について局担当職員と調整すること。なお、現地確認を申し出ず、設置場所を確認しなかったことにより耐火金庫等の搬入及び設置に際して追加の費用が必要となった場合は、その費用は受注者が負担するものとする。

6 保証

- (1) 耐火金庫本体の保証はメーカー保証による。
- (2) 耐火金庫以外の設置部材及び取付箇所の不具合に関する保証期間は、納入検査完了後1年間とし、保証期間中に生じた不具合については、無償にて速やかに修理、または交換を行うものとする。
- (3) 納品後、使用予定者に対して金庫の操作説明を行うこと。説明日時については発注者と調整すること。

7 検査

検査は、本仕様書に基づき局担当職員が行うものとする。
局担当職員は受注者の立ち会いのもと、検査を行うものとする。

8 その他

- (1) 作業により生じた副産物は、適正に処理すること。
- (2) 作業員及び作業範囲の安全対策を十分に行うこと。
- (3) 作業は局担当職員の立会いのもと実施すること。
- (4) 作業日程については、事前に局担当職員と調整すること。

- (5) 本件履行に際し、札幌第3合同庁舎に立ち入る際は、事前に局担当職員と調整を行うこと。
- (6) 受注者は、本件を実施する上で知り得た情報を局担当職員以外に漏らしてはならない。
- (7) 受注者は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。
- (8) 発注者は、契約により生じる権利又は義務を第三者へ譲渡しないこと。
- (9) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。